

答申第 655 号

平成 29 年 10 月 10 日

神奈川県労働委員会
会長 盛 誠吾 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 4 月 14 日付けで諮問された特定の不当労働行為救済申立書等一部非公開の件（諮問第 722 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の不当労働行為救済申立書等を一部非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年1月16日付けで、神奈川県労働委員会（以下「労働委員会」という。）会長に対して、特定の不当労働行為救済申立事件（以下「本件事件」という。）の審査手続に関して当事者が提出した特定日付けの不当労働行為救済申立書、答弁書、準備書面及び取下書（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、労働委員会は、平成29年1月18日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年3月8日付けで、今後の継続的な労働委員会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書を理由に、本件行政文書のうち、不当労働行為救済命令申立書の申立内容、請求する救済の内容及び不当労働行為を構成する具体的事実、答弁書及び準備書面の主張等並びに取下書の取下理由（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年3月21日付けで、労働委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件事件は終結しているのであるから、一部公開とすることは不当である。
- (2) 実施機関は、処分の理由として条例第5条第4号柱書「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当というが、本件行政文書のどの部分をどのような根拠で非公開にしたのかが全く明らかとならず、理由付記の要件を満たしていない。

4 実施機関（労働委員会事務局審査調整課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おむね次のとおりである。

- (1) 本件行政文書について、当事者ではない準司法機関たる労働委員会の側から公開することにより、第三者の批判等にさらすことは、労働委員会と当事者との信頼関係のもとで当事者が安心して十分な主張、立証活動を行うことを困難にする。

その結果として、労働委員会は、誤った事実認定のもと事務を遂行することとなるおそれがあり、今後の継続的な労働委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このことは本件事件の当事者のみならず、係属中の別事件で当事者となっている者、また、新たに不当労働行為の救済申立てを行う者に対しても同様であり、本件事件が終結しているかどうかは関係ない。

- (2) 審査請求人が、本件処分に係る理由のいずれの部分について、瑕疵があると主張するのは定かではないが、その記載内容について、労働委員会は、非公開の根拠となる条例の条文を明示し、規範を提示した上で、個別具体的に当てはめを行っており、審査請求人の反論の機会を封じるような瑕疵があるとはいえない。

5 審査会の判断理由

- (1) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とさ

れ、かかる情報には、同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

イ これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件非公開情報を労働委員会の側から公開することで、当事者が公開されることを意識して具体的な事実や率直な意見を主張しなくなる等、主張が形骸化することで、労働委員会と当事者との信頼関係のもと、当事者が安心して十分な主張、立証活動を行うことを困難にし、これにより、労働委員会は労使関係を正確に把握することができず、誤った前提のもと事務を遂行することとなるおそれがあり、今後継続的な労働委員会の不当労働行為に関する審査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非公開情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、本件事件が終結していることをもって、一部非公開とすることは不当である旨を主張するが、前記のおそれについては、和解により終結している本件事件だけではなく、係属中の別事件及び新たな不当労働行為救済申立事件にも該当し、事件が終結しているかどうかに関係なく、今後行われる労働委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。

(2) その他

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張しているため、以下、この点について検討する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定にあたり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質

等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断していることも踏まえなければならない。

これを本件についてみると、実施機関は、「本件請求で公開対象とされた文書は、当事者が行った主張、立証活動が記載された文書である。当委員会の側から、これらの文書を公開することにより、第三者の批判等にさらすことは、労働委員会と当事者との信頼関係のもとで当事者が安心して十分な主張、立証活動を行うことを困難にし、これにより、労働委員会は、誤った事実認定のもと事務を遂行することとなるおそれがあり、今後の継続的な労働委員会の事務の遂行に支障が生じるおそれがあることから非公開とする。」と本件処分の理由が客観的に理解できるよう十分に記載され、「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と分かることから、条例第5条第4号柱書に該当することは明らかであると認められる。

よって、実施機関が記載した本件処分の理由付記について、不備はないと判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 4 月 14 日	○ 諮問
7 月 21 日 (第 174 回部会)	○ 審議
8 月 23 日 (第 175 回部会)	○ 審議
9 月 20 日 (第 176 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 29 年 10 月 10 日現在) (五十音順)